□ は ソソ ヴァ ふ × ・ ↓	相手国政府・相手国際機関 相手国際機関 (注1)
食糧援助に関する日本国サントメ・プリンシペ月 サントメ・プリンシペ月 国政府との間の交換公文	改
政共大と	游
米 ダ チ び	
百それの	巌
十一	母
年 ら 数 数	<i>9</i> Ш
英典な権務	33
規機の発	,
巻束 ド中	Ğ
選連	-E C
して行われる	裕
150,000千円 H17. 3.31まで	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)
H16. 4.22 サントメ で (同日)	署名日 署名地 (効)禁t() (注3)
本・使います。 歩く 使く 使く しょく アン・トラン・シュー かい パストン ちょう アンス アンス アンス しょく ア よい ちょう ちょう ちょう しょう ちょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょうしょう しょうしょう しょう	岫
公/ ・/・・ 原シ プスオ外 ピックラン アスオ外 ロコン 数	垃
日本側 松原昭在サントメ・プリンシペ臨時代理大・プリンシペ臨時代理大使 グリンシペ側 フランシスコ・カルロス・アルフキンソ・フェルナンデス外務・協力省協力 同長	始
H17. 9. 2 876号	告示日 告示番号 (注4)

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、と記している。 (注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。
